

交通機関の運休、台風等の場合における授業、学期末試験の取扱いについて

標記のことについて、平成 22 年 7 月 2 日から下記のとおり取り扱うこととなりました。朱書き部分が、従前の取扱いから変更のあった箇所です。

記

阪急電鉄、阪神電鉄(2社とも)又はJR西日本の交通機関がスト等のため運休した場合、若しくは、**神戸市に気象警報(暴風、大雪、暴風雪)**が発令された場合は、当日のその後に開始する授業(学期末試験を含む。)を休講とする。

なお、気象警報が広域に発令された場合は、発令地域に神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

1. 午前6時までに交通機関が運行し、又は警報が解除された場合
1時限目の授業から実施する
2. 午前 10 時までに交通機関が運行し、又は警報が解除された場合
3時限目(午後)の授業から実施する。

(注)

1. 警報は、「神戸海洋気象台が発表する警報」によるものとする。
2. 演習等少人数の授業については、担当教員と受講者が相談して授業を行うことがある。

【補足】

遠隔地から通学する学生で、暴風等の警報未解除地域に居住しており危険だと判断される場合については、登校するか否かは各自の責任において判断してください。

また、登校を自粛する場合は、授業担当教員に相談してください。

平成 22 年 7 月

工学研究科教務学生係